

令和7年4月30日より運用開始

電子保証のご案内

Attention!!

「前払金保証」と「契約保証」の保証証書は、電子証書での対応が可能となりました。

受取から提出にかかる時間の削減!! ↓

リモートワークにも対応! 業務効率アップ!! ↑

電子保証とは

書面の「保証証書」に代わり「電子証書」（保証証書に記載する内容が記録されたデータ）を受発注者がインターネットを通じて確認することができる仕組みです。

対象案件

令和7年4月30日以降に熊野町と契約する工事および建設コンサルタント業務

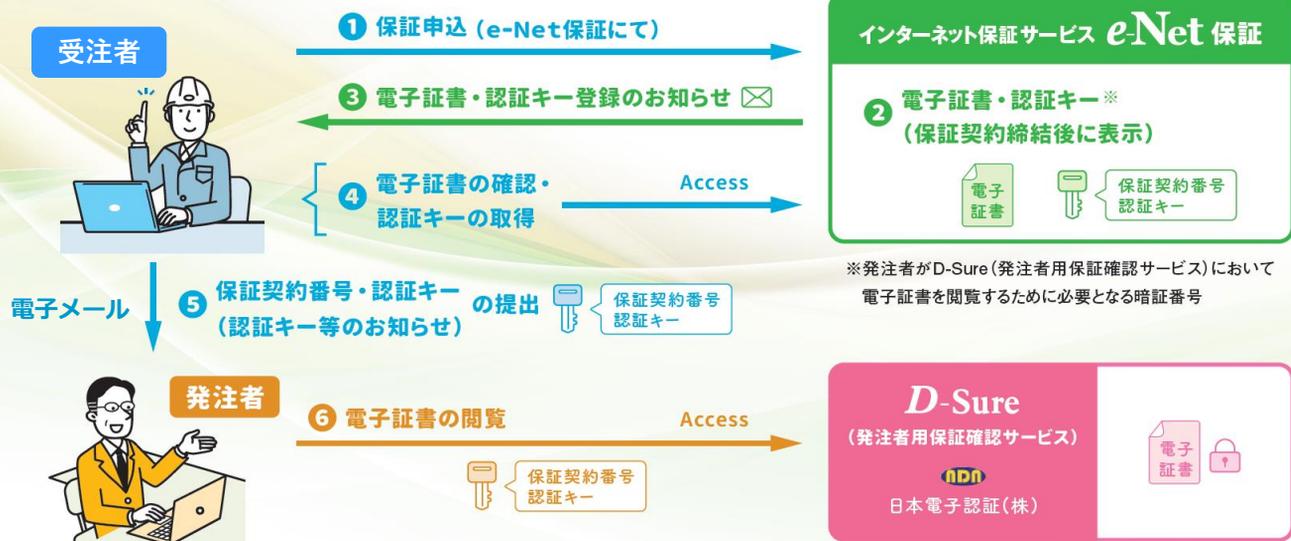
対象の保証証書

前払金保証、中間前払金保証、契約保証

※損害保険会社や金融機関による契約保証は電子化に対応しておりませんので、従来どおり、書面で提出してください。



電子保証の仕組み



※詳しくは、以下の保証会社までお問い合わせください。

西日本建設業保証株式会社 広島支店 TEL : 082-243-3343